

インバウンド受入環境整備高度化事業について

主要な観光地における訪日外国人旅行者の周遊の促進及び消費の拡大を図るため、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける「まちあるき」や広域的な周遊に係る環境整備を一体的に進める事業（以下、「面的整備事業」という。）及び訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある観光拠点施設における拠点機能の強化を図る事業（以下、「拠点機能強化事業」という。）を支援するものです。

受付期間

令和5年2月10日（金）～ 2月28日（火） 17時（必着）

交付要綱・交付要領

- [交付要綱](https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001472290.pdf)（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001472290.pdf>）
- [交付要領](https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001472291.pdf)（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001472291.pdf>）

応募要領

- [応募要領](https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473879.pdf)（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473879.pdf>）

提出資料

- [受入環境整備高度化計画](https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001472305.xlsx)（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001472305.xlsx>）
（[記載例](https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474010.pdf)）（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474010.pdf>）
- [計画概要](https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473681.pptx)（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473681.pptx>）
（[記載例](https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473682.pdf)）（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473682.pdf>）
- 要望書
 - ・ [ナイトタイムエコノミーの環境整備](https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473880.xlsx)（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473880.xlsx>）
（[記載例](https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474010.pdf)）（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474010.pdf>）
 - ・ [イベント開催等により賑わい拠点となる屋外広場の整備](https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473881.xlsx)
（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473881.xlsx>）
（[記載例](https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474012.pdf)）（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474012.pdf>）
 - ・ [ワーケーション環境の整備](https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473883.xlsx)（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473883.xlsx>）
（[記載例](https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474014.pdf)）（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474014.pdf>）

- ・ ICTを活用したゴミ箱の整備 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473886.xlsx>)
(記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474016.pdf>)
- ・ 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473886.xlsx>)
(記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474017.pdf>)
- ・ グランピング環境の整備 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473887.xlsx>)
(記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474018.pdf>)
- ・ 多様な移動手段の整備 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001585652.xlsx>)
(記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001585997.pdf>)
- ・ 多言語案内の整備
 面的整備事業用 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473890.xlsx>)
 (記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474019.pdf>)
 拠点機能強化事業用 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473891.xlsx>)
 (記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474020.pdf>)
- ・ 観光スポット等の掲示物等の多言語化整備 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473893.xlsx>)
(記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474022.pdf>)
- ・ 無料公衆無線LAN環境の整備 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473894.xlsx>)
(記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474023.pdf>)
- ・ 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備
 貸与可能 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473895.xlsx>)
 (記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474024.pdf>)
 直接申請 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473896.xlsx>)
 (記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474025.pdf>)
- ・ トイレの高機能化及び洋式便器の整備 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473897.xlsx>)
(記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474026.pdf>)
- ・ 手ぶら観光カウンターの機能向上 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473898.xlsx>)
(記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474027.pdf>)
- ・ 段差の解消 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473899.xlsx>)
(記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474029.pdf>)

- ・ 子供連れ環境の整備 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473900.xlsx>)
(記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474030.pdf>)
- ・ 近距離移動支援モビリティの整備 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001585653.xlsx>)
(記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001585996.pdf>)
- ・ 外国人観光案内所の整備・改良 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473903.xlsx>)
(記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474031.pdf>)
- ・ 観光スポット情報・交流施設の整備・改良 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473904.xlsx>)
(記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474033.pdf>)
- ・ EV急速充電器の整備 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473905.xlsx>)
(記載例) (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001474034.pdf>)

インバウンド受入環境整備高度化事業

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、ICT等を活用した観光地の受入環境整備を支援する。

■インバウンド受入環境整備の高度化



- 観光スポットの多言語化
 - 無料Wi-Fiの整備
 - AIチャットボットの導入
 - トイレの高機能化及び洋式便器の整備
 - 観光案内所等の整備・改良
 - キャッシュレス化
 - ICTを活用したゴミ箱の整備
 - ワークेशन環境の整備
 - グランピング環境の整備
 - 段差の解消
- 等



消費の拡大

- ・ 滞在時間の延長・消費の拡大を図るため、観光施設等における利便性向上やその地域ならではのイベント開催等に資する環境の整備を支援

- 賑わい拠点となる屋外広場の整備
- 近距離移動支援モビリティの整備



ナイトマーケット



観光施設内の移動支援

周遊の促進

- ・ 環境に配慮しながら、点在する観光スポットへの周遊を促すため、電動キックボードや電動アシスト自転車の設置等を支援

- 多様な移動手段の整備



電動キックボードや電動アシスト自転車

補助率	1 / 2 等
対象地域	訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある市区町村として観光庁が指定するもの

事業スキーム図

1. 「受入環境整備高度化計画」等の提出（2月28日（火）まで）

2. 計画認定及び内示（3月中旬を目処に通知）

3. 交付申請書の提出（3月下旬を目処に提出）

4. 交付決定（3月末を目処に通知）

5. 事業実施（交付決定後～令和6年3月）

6. 完了実績報告（事業完了1ヶ月後又は令和6年4月10日のいずれか早い日）

7. 補助金額の確定

8. 精算

電子申請システム「JGrants」による手続きも可能

補助対象事業

事業名	①面的整備事業	②拠点機能強化事業
補助対象事業	賑わい環境の創出	
	1) ナイトタイムエコノミーの環境整備	
	2) イベント開催等により賑わい拠点となる屋外広場の整備	
	新たなニーズへの対応・新技術の活用	
	3) ワークーション環境の整備	1) ワークーション環境の整備
	4) I C Tを活用したゴミ箱の整備	2) I C Tを活用したゴミ箱の整備
	5) 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示	3) 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示
	6) グランピング環境の整備	4) グランピング環境の整備
	7) 多様な移動手段の整備	5) 多様な移動手段の整備
	ストレスフリー・快適な旅行環境の整備	
	8) 多言語案内の整備	6) 多言語案内の整備
	9) 観光スポット等の掲示物等の多言語化整備	
	1 0) 無料公衆無線 L A N 環境の整備	7) 無料公衆無線 L A N 環境の整備
	1 1) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、 先進的決済環境の整備	8) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、 先進的決済環境の整備
	1 2) トイレの高機能化及び洋式便器の整備	9) トイレの高機能化及び洋式便器の整備
	1 3) 手ぶら観光カウンターの機能向上	1 0) 手ぶら観光カウンターの機能向上
	ユニバーサル対応	
	1 4) 段差の解消	1 1) 段差の解消
	1 5) 子供連れ環境の整備	1 2) 子供連れ環境の整備
	1 6) 近距離移動支援モビリティの整備	1 3) 近距離移動支援モビリティの整備
	拠点機能の整備・改良	
	1 7) 外国人観光案内所の整備・改良	1 4) 外国人観光案内所の整備・改良
	1 8) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良	1 5) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良
	1 9) E V急速充電器の整備	1 6) E V急速充電器の整備
補助率	補助対象経費の 2 分の 1 以内	補助対象経費の 3 分の 1 以内 (①と併せて実施する場合は 2 分の 1 以内)